

第17代 かさま観光大使を募集します!



「笠間つつじまつり」「笠間ひまつりの陶炎祭」「笠間の菊まつり」など、観光大使として市の観光イベントや県内外の観光キャンペーン等で活躍していただける方を募集します。

応募資格

- ①笠間市または近郊にお住まいの満18歳以上(平成28年4月1日現在)の方。笠間市に通勤可能な方。
※未婚・既婚および性別を問いません。ただし高等学校在籍者は除きます。
また、観光大使等として現在活躍中の方で、任期が重複する方は除きます。
※観光キャンペーンなど年間行事の大使活動について、学校・勤務先等の了解を得られる方。
- ②笠間市の観光行事に積極的に取り組んでいただける方。
- ③明るく健康な方。

募集人数/2名程度

任期/4月1日～平成31年3月31日(2年間)

勤務/年間を通し、市の指定した日
(年間約40日程度:主に土日祝日、平日もあり)

勤務内容/観光イベントや県内外での観光PR等

服装/夏・冬服一式を支給(終了後進呈)

手当/日当10,000円(税、交通費等含)

※半日の場合は5,000円

副賞/100,000円相当の旅行券

※定められた勤務期間(日数)終了後進呈

申込方法/応募用紙(募集チラシ裏面)に必要な事項を記入の上、写真2枚(3か月以内に撮影した全身・上半身)を添付し、郵送または持参してください。

※応募用紙・写真等は、返却しませんのでご了承ください。

募集期限/1月27日(金)必着

申込み・問合せ先

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

笠間市役所 商工観光課「かさま観光大使募集」係
(内線517)

審査方法

第1次審査:書類審査

第2次審査:面接による審査

日時:2月11日(土)午前10時～

場所:笠間市役所本所教育棟2-2会議室

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

学生納付特例制度と保険料免除・納付猶予制度

学生納付特例制度	学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の前年所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定される大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。
保険料免除制度	所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に、保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。
納付猶予制度	学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金保険料の納付方法として 現金・クレジットカード納付による2年前納が始まります

平成29年4月より、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納ができるようになります。

●詳しい内容は水戸南年金事務所(お客様相談室029-227-3253)または日本年金機構ホームページで確認できます。

【問合せ】保険年金課(内線141) 笠間支所市民窓口課(内線72124) 岩間支所市民窓口課(内線73182)